

◎岡山県告示第三百八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

備前市伊里中字御田五八五番八の一部、同字頭免六〇二番一の一部、六〇三番一の一部、六〇四番の一部、六〇五番一の一部、六〇五番二の一部、六〇五番三の一部、六〇六番の一部、六一一番四の一部、六三一番六の一部、六三二番二の一部、六三二番四の一部、六三三番四の一部、六三四番五の一部、六三五番の一部、六三六番の一部、六三七番の一部、六三八番の一部、六三八番二の一部、六三九番の一部、六四〇番の一部、六四一番の一部、六四一番二の一部、六四二番一の一部、六四三番六の一部、六四四番一〇の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無

規則第五十八条第五項第十号に該当

四 備考

- 1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一に掲げる区域は、令和二年一月十日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。